

環境保全型農業直接支払交付金 SDGsの各関連目標への貢献見える化（案）

令和 3 年 9 月

農林水産省

1. 環境保全型農業直接支払交付金におけるSDGsへの貢献見える化について

- SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられている、持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標。17のゴールと、ゴールごとに設定された合計169のターゲットで構成されている。
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点検・検証結果（令和2年11月30日公表）において、今後の施行方針として、SDGsの各関連目標とそれに対する支払制度の貢献の見える化を検討することとしている。
- 環境保全型農業直接支払交付金は、事業目的である農業生産に由来する環境負荷の軽減や地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境保全効果の発揮によって、SDGsの関連目標に貢献している。
また、事業要件の「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（推進活動）における環境保全型農業の技術向上や理解増進の活動や、本交付金に取り組む地域の先進的な活動等を通じて、副次的に貢献している目標もある。
- このため、①交付金の事業目的と直接的に対応する目標、②交付金の活動に伴い副次的に貢献する目標、の2段階でSDGsの関連目標との対応及び貢献見える化の手法を整理したうえで、貢献見える化のための情報収集を進め、中間年評価（令和4年度）及び最終評価（令和6年度）に反映させることとする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点検・検証結果

Ⅲ. 今後の施行方針

4. 施策の効果のより効果的なPR

- ・ 本施策によって、農業生産活動が継続され、多面的機能が維持・発揮されることは、SDGs や地球環境問題、防災・減災等にも貢献するものであり、こうした施策の効果を、実施主体を含め国民がわかりやすい形で理解できるように、引き続き、施策効果をウェブサイトやパンフレット等を通じて広報するとともに、SDGsの各関連目標とそれに対する支払制度の貢献の見える化を検討する。

2. 環境保全型農業直接支払交付金とSDGsの各関連目標との対応整理

① 交付金の事業目的と直接的に対応する目標

目標	ターゲット	環境直払による貢献	貢献見える化の手法と実績
 安全な水とトイレを世界中に	【6.3】 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。	地域特認取組として、水質保全効果の高い取組（滋賀県：緩効性肥料の利用※）を支援 ※取組名称は「緩効性肥料の利用及び長期中干し」	・水質保全効果の高い取組の実施面積 R2年度実績：5,010ha ・第三者委員会における水質保全効果評価
	【6.6】 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	全国共通取組及び地域特認取組として、水田等における生物多様性保全効果の高い取組（有機農業、冬期湛水管理、IPM、江の設置、中干延期、夏期湛水管理、魚類保護水田等）を支援	・水田等における生物多様性保全効果の高い取組の実施面積 R2年度実績：23,456ha ・第三者委員会における生物多様性保全効果評価
 つくる責任 つかう責任	【12.4】 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	環境保全型直接支払交付金の取組場合は、化学合成農薬の使用量を慣行レベルから原則5割低減することで環境負荷を軽減	・環境保全型農業直接支払交付金の実施面積 R2年度実績：80,789ha
 気候変動に具体的な対策を	【13.3】 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	全国共通取組及び地域特認取組として、地球温暖化防止効果の高い取組（有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、長期中干し、秋耕、不耕起播種、炭の投入等）を支援	・地球温暖化防止効果の高い取組の実施面積 R2年度実績：69,684ha ・第三者委員会における地球温暖化防止効果評価
 陸の豊かさも守ろう	【15.1】 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	全国共通取組及び地域特認取組として、生物多様性保全効果の高い取組（有機農業、冬期湛水管理、IPM、江の設置、中干延期、夏期湛水管理、魚類保護水田等）を支援	・生物多様性保全効果の高い取組の実施面積 R2年度実績：31,713ha
	【15.5】 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。		・第三者委員会における生物多様性保全効果評価

2. 環境保全型農業直接支払交付金とSDGsの各関連目標との対応整理

②交付金の活動に伴い副次的に貢献する目標（1/2）

目標	ターゲット	環境直払による貢献	貢献見える化の手法と実績
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	【2.3】 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	・推進活動として、「中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動」を実施	・推進活動のうち「中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動」の実施件数 R2年度実績：865件
	【2.4】 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	・支援対象取組の一部（堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培）は、土壌の質の改善に寄与 ・推進活動として、「耕作放棄地を復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動」を実施	・土壌の質の改善に寄与する取組の実施面積 R2年度実績：39,979ha ・推進活動のうち「耕作放棄地を復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動」の実施件数 R2年度実績：80件
 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	【4.4】 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	・推進活動として、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動」を実施	・推進活動のうち「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動」の実施件数 R2年度実績：1,818件 ・環境保全型農業の技術指導等の先進的な取組事例
	【4.7】 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	・推進活動として、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動」（地域住民との交流会や生き物調査等）を実施	・推進活動のうち「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動」の実施件数 R2年度実績：950件 ・環境保全型農業の理解増進や普及に関する先進的な取組事例

2. 環境保全型農業直接支払交付金とSDGsの各関連目標との対応整理

②交付金の活動に伴い副次的に貢献する目標（2/2）

目標		ターゲット	環境直払による貢献	貢献見える化の手法と実績
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	【8.4】 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	・推進活動として、「農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用」を実施	・推進活動のうち「農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用」の実施件数 R2年度実績：308件
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	【11.4】 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	・世界農業遺産地域・日本農業遺産地域における環境保全型農業の実施を支援することで、農業遺産の保全に寄与	・世界農業遺産地域・日本農業遺産地域における遺産の価値の保全に寄与する交付金の取組事例
	持続可能な生産消費形態を確保する	【12.8】 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	・推進活動として、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動」（地域住民との交流会や生き物調査等）を実施	・推進活動のうち「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動」の実施件数 R2年度実績：950件 ・環境保全型農業の理解増進や普及に関する先進的な取組事例
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	【17.17】 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	・環境保全型農業直接支払交付金の取組による環境保全型農業や推進活動の実施を契機とした、農業者・行政・地域住民等の連携強化	・環境保全型農業直接支払交付金の制度や活動に関するパートナーシップの先進的な事例

3. SDGsの各関連目標への貢献見える化のスケジュール

- 交付状況の点検による各取組・各推進活動の実施状況の把握、環境保全効果調査（令和3～4年度）による環境保全効果の把握とあわせて、SDGsの各関連目標に貢献する先進的な取組事例を収集して、国の中間年評価・最終評価に反映。

